

セキスイハイム松本スタジアム他3施設

照明設備LED化事業

仕様書

令和8年5月

松本市 環境・地域エネルギー課

1 件名

セキスイハイム松本スタジアム他3施設照明設備LED化事業

2 内容

(1) 概要

対象施設の既存照明設備を撤去のうえ、新たにLED照明設備を設置し、LED照明設備を賃借するもの

(2) 対象施設

- ア セキスイハイム松本スタジアム
- イ 信州グリーンローズスタジアム四賀
- ウ スカイロードサイクリングスタジアム松本
- エ 信州グリーンフィールドかりがね

(3) LED化対象器具

別紙3「対象器具リスト」のとおり

(4) 期間

ア 契約期間

契約日 から 令和19年3月31日 まで

イ 現場施工・引渡し期限

令和9年3月31日まで

ウ 賃貸借期間

令和9年4月1日 から 令和19年3月31日 まで（10年間）

（地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為）

(5) 付帯事項

ア 賃貸借物品の運搬・搬入、設置・調整、既存照明器具の撤去に要する費用は、全て受注者の負担とする。

イ 賃貸借物品には、新価特約付き動産総合保険を受注者の負担で付保すること。

ウ 賃貸借期間終了後は、発注者に賃貸借物品を無償譲渡すること。なお、固定資産税は非課税とする。

エ 本契約の履行について、各種関連法令、条例、規則、基準、規格等は最新のものを遵守すること。

3 履行の流れ

以下 (1) から (7) の流れに従い、契約を履行するものとする。

- (1) 既設の照明器具の確認、賃貸借物品の選定及び調達
- (2) 作業計画書（スケジュール、安全管理計画等）の提出
- (3) 賃貸借物品の設置及び既存照明器具の撤去、リサイクル、廃棄処分
- (4) 受注者による設置確認及び完了報告書の提出
- (5) 関係諸官公庁への申請、届出及び検査等（必要な場合）
- (6) 発注者による受入検査
- (7) 賃貸借開始（保守管理）

4 設備仕様

選定するLED照明設備は以下の諸条件を満たす製品とすること。

(1) 使用設備

ア 新品未使用品であること。

イ 既存照明設備からの置き換えに適した寸法・重量の設備を選定すること。

ウ J I S照度基準、労働安全衛生規則を満たす照度を保つことができる照明設備を選定すること。

エ 既存照明設備に付属器具及び機能がある場合は交換するLED照明設備も同様に付属器具及び機能を付けること。

オ 入力電圧に関して、設置場所の配電電圧に適合したものであること。配電電圧の切替えは行わないこと。

カ 環境配慮の観点から、使用する電力を抑えることを目的としており、設置するLED照明設備の消費電力は既設照明設備の消費電力を超えないよう留意すること。

(2) 各設備の性能

ア 設置する各LED照明設備は、別紙2に記載した情報及び各施設に実際に設置されている既設照明設備の性能及び寸法等を確認した上で、適切なものを選定すること。

イ 設置する各LED照明設備は原則器具交換とする。ただし、発注者と協議の上、認められた場合はランプ交換も可とする。

5 LED照明設備の設置施工仕様

既存照明設備の撤去及びLED照明設備の調達、設置、調整は以下の諸条件により行うこと。

(1) 基本事項

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」、電気設備技術基準、内線規程に準拠すること。また、各種関連法令、規則、基準、規格及び条例を遵守すること。

(2) 関係諸官公庁への申請及び届出

関係諸官公庁への届出（誘導灯を設置した場合の所轄消防署への消防設備等設置届出書の提出を含むがこれに限らない。）が必要な場合は、受注者がその手続きを行うこと。

(3) 作業期間及び作業時間

作業期間及び作業時間は発注者との協議により決定すること。また、工程の設定にあたっては施設職員及び利用者等への影響が最小限となるよう調整し、詳細は発注者との協議により決定すること。部分的な閉鎖等が必要になる場合は、事前に発注者と協議すること。

(4) 資材調達

LED照明設備の資材調達に関しては、「松本市入札参加資格者名簿」に登録されている市内本店業者が行えるよう、可能な限り配慮すること。

(5) 設置

ア LED照明設備の設置作業に関しては、「松本市入札参加資格者名簿」に登録されており、「電気工事」の等級格付けを有する市内本店業者が設置を行うこと。

イ 前項に規定する市内本店業者に関しては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の

規定による電気工事に係る特定建設業許可を有していること。また同法第26条の規定による電気に係る監理技術者を持つ者を配置できること。

ウ 施工については、電気工事士の資格を有するものを行うこと。

エ LED照明設備には、施工基準等に基づき、器具の落下、脱落防止措置を施すこと。高天井に取り付けるLED照明器具がある場合は、必要に応じて落下防止ワイヤーを施すこと。

オ 「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき、設置作業の前後に分電盤の絶縁抵抗測定を実施し、各回路に本作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。測定結果及び確認結果は報告書を作成し、発注者に提出すること。異常があった場合は直ちに発注者と協議を行い、対処すること。

カ 設置の品質を確保するため、設置中の配線接続、落下・脱落防止措置、仕上がり状態、点灯状況等のチェックリストを作成し、設置するLED照明器具の全数について自己点検すること。項目は受注者が提案のうえ、事前に発注者の承諾を得ること。自己点検後は報告書を作成し、発注者に提出すること。

キ 照明設備設置後、JIS照度基準、労働安全衛生規則を満たす照度であるか、照度測定を行うこと。測定は日没後に行い、測定結果は報告書を作成の上、発注者に提出すること。

ク 職員、利用者等の安全を十分に確保し、受注者の負担で必要な措置を講じ、事故等の発生を防止すること。

ケ 設置作業に必要な工具類、消耗品等は受注者の負担で用意すること。仮設水道や仮設電気等の使用に関しては、必要に応じて市と協議を行うこと。

コ 設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。また、局所的に劣化している配線は、設置の際に受注者が補修を行うこと。ただし、劣化が配線の全体に及ぶ場合は、発注者と受注者の協議により対処方法を決定するものとする。

(6) 既存設備の撤去、運搬及び処分

ア 撤去した既存照明設備は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」、その他関係する諸法令に従い、適切に処分すること。

イ アスベスト関連法令に準拠し施工にあたること。アスベストの有無について、必要に応じて事前調査を行い、発注者に報告するとともに現地に結果を掲示すること。含有の恐れがある場合は発注者との協議を行い適切に対処すること。

ウ 既存照明設備の処分に当たっては、安定器のPCB含有の有無を確認し、適切に運搬及び処分すること。

エ PCBが含有されている安定器は処分せず、廃棄物処理法で規定された保管基準に沿う方法で発注者に引き渡すこと。引き渡し方法の詳細は発注者と受注者の協議による。また、PCBが含有されている安定器のメーカー見解書及び写真等、処分に必要な情報を発注者に提供すること。

(7) LED照明設備管理台帳の作成、提出

既存照明設備と交換・設置したLED照明器具の詳細情報を作成すること。記載する項目は協議の上、決定すること。

(8) 管理用ラベルの貼付

競技場照明を除くLED照明設備について、設置後に目視で確認可能な位置に賃貸借物品であることが判別できるラベルを貼付すること。その際、照明設備の照度及び保守に影響が出ないように配慮すること。

(9) 施工写真の撮影及び提出

施工前後及び施工中の様子を撮影し、写真で記録に残すこと。写真記録はタイトル表記や掲載順を整理し、完成図書に含めること。

(10) 安全管理

- ア 受注者は本業務の履行に際し、労働安全衛生法その他関連法令を遵守し、安全作業を行うこと。
- イ 作業時は作業員及び第三者への安全対策を徹底すること。
- ウ 作業中は作業場所の整理整頓に努めるとともに、作業完了時は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- エ 作業従事者は作業に適した服を着用し、名札等で業者名を明確にすること。
- オ 作業箇所の事故及びトラブル防止のため、関係者以外の立ち入り禁止措置を行うこと。また、必要に応じて作業エリアのみならず通路や資材置き場等の各部養生を行うこと。
- カ 受注者は現場責任者を契約後 速やかに選任し、発注者に通知すること。現場責任者は作業中の場合に現場に常駐し、品質や工程、安全等に配慮した履行の指揮監督を行うこと。
- キ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合には、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- ク 作業期間中の火災や事故等に対応する保険に加入すること。

(11) 事故処理

受注者は本業務履行に際し、受注者の責に帰すべき事由により本市または第三者に損害を与えた場合、発注者へ直ちに報告して現状に復すること。現状に復するための費用は受注者の負担とする。

(12) その他

照明設備設置に支障となる什器・機材等の移動および原状回復については、原則受注者が行うものとするが、詳細は発注者との協議により決定する。

6 保守管理仕様

以下の諸条件により、賃貸借期間における賃貸借物品を適切に使用できる状態すること。

(1) 基本事項

不点灯や照度不足等の発注者の責によらない賃貸借物品の不具合が発生した場合は、加入する動産総合保険の適用範囲内の場合において、受注者の費用負担で速やかに対応すること。

(2) 保守管理体制

保守管理の体制については、あらかじめ書面で通知すること。記載事項は発注者との協議により決定すること。また、体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者に届け出ること。

(3) 故障発生時の対応

ア 受付時間

発注者及び施設管理者（発注者が別途契約する施設管理業務受託者等のこと。）からの故障発生の連絡を平日午前9時から午後5時まで受け付けられること。

イ 復旧

不具合発生時に対象個所の特定を行い、復旧方法、対応時間等について、発注者及び施設管理者に報告し、了解を得ること。また、復旧作業を適切に実施すること。

ウ 復旧時の確認

復旧時には、設置状態、点灯状態、絶縁抵抗、照度の確認を行うこと。

エ 復旧後の報告

不具合発生箇所、発生 の推定要因、復旧方法を必要に応じて書面及び写真により発注者に報告すること。

7 提出書類

以下の内容を取りまとめ、受注者へ提出すること。

番号	項目	紙媒体	電子データ
1	施工計画書（産廃処理計画を含む）	1	1
2	各材料納入仕様書	1	1
3	産業廃棄物処理関係書類	1	1
4	LED照明器具 管理台帳	1	1
5	LED照明器具 施工図面	1	1
6	施工写真	1	1
7	保守管理体制表（緊急連絡先、担当者名）	1	1
8	各種取扱説明書（器具等）	1	1
9	各種保証書（器具等）	1	1

8 支払方法

賃貸借料の支払いは、賃貸借料の税抜き総額を賃貸借期間の120か月で均等割り後千円留め以下切り捨てた金額に消費税率を掛けたもの月額とし、これに基づき、それぞれ以下の内容で支払うものとする。

- (1) 半年毎に月額に6を乗じた金額を支払うものとし、上半期（4～9月）分は9月に、下半期（10～3月）分は3月に、それぞれ検収後、支払うものとする。
- (2) 各回の支払額の合算額と契約総額とで差額が生じる場合、この差額は初回支払分に加えて支払うものとする。

9 その他

- (1) 各施設に納入するLED資材の選定・調達に際し、調達品と現場とで不一致が生じないように、事前に各施設の現場確認を十分に実施すること。
- (2) 賃貸借期間が開始されるまでに、全てのLED照明設備が設置完了し、受入検査に合格をすること。ただし、設備の仮使用期間として、設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。仮使用期間中に不点灯等が発生した際は、その原因が設備の不具合による場合、受注者の負担で交換、修理等を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、決定することとする。

10 担当

環境・地域エネルギー課 環境・地域エネルギー担当 田名部 潤

(TEL: 0263-34-3268 FAX: 0263-34-3202)